

防災について

◎電柱に5mとか3mとか貼ってあるが、何を示しているのか。

◎海拔表示は、市が責任を持って行うべきではないか。

<回答>

ご指摘の海拔表示等に関しましては、本市をはじめとする複数の機関により実施されています。まず国土交通省により、国道、県道の信号機用ポールを対象に、5m（一部10m）の海拔表示がなされています。これは比較的大きく、また、鮮やかな表示となっており、運転中でも視界に入るように工夫されているようです。次に、四国電力（株）によりまして、市内の14箇所の電柱を対象とした海拔表示板を寄贈・設置いただいています。これらの2機関については、本市以外の地域も同様の表示方法がなされています。

一方で、本市におきましては、昨年度に本市の所有する全てのカーブミラー、防災行政無線柱の現地確認を実施した上で、保存状態が良く、見やすい位置に適当な貼り付けスペースが確保できるカーブミラー等を選定し、合計217箇所に海拔表示を実施したところです。

市民の皆様におかれましては、まずは散歩等の際にでもその場所の海拔をご確認いただき、避難経路の検討などにご活用いただきたいと考えております。

◎防災マップは、市全体を表示しているのを見にくい。校区ごとに分かれたものがあれば良く分かる。

◎防災について、各地域において、市の職員が詳しく説明する必要があるのでは。

<回答>

本年4月に皆様方のご家庭に配付させていただきました津波ハザードマップにつきましては、その作成過程におきまして、浸水想定図や指定避難所をはじめとする掲載すべき必要な情報を精査し、レイアウトに工夫を凝らしながら、試行錯誤を繰り返して作成したものでありますが、紙面スペース等の一定の制約もあり、校区別の作成とはなっていません。

一方で、本市におきましては、津波ハザードマップの作成と並行して津波避難計画を策定し、この中で、校区別の避難マップが示されています。この計画につきましては、市のホームページにデータを掲載するとともに、地域の自主防災組織や消防分団等にも冊子をお渡ししておりますので、是非、有効にご活用いただきたいと考えております。

なお、本市では、これに加えてホームページ上で「小松島市 災害に備える高さマップ」を公開しています。このソフトは津波ハザードマップの地図データに加え、市内のあらゆる地点における海拔や想定浸水深等が確認できるものであり、津波ハザードマップや津波避難計画等と併せて、ご活用いただきたいと考えております。

また、本市では各地域の自治会や各種団体等からの申込により市の職員等を講師として派遣し、当該派遣職員等が防災に関する事項をわかりやすく説明する「防災出前講座」を実施しています。これまでも、様々な会合等におきまして、南海トラフ地震等の災害に関する基礎的情報の提供や本市における防災・減災対策の説明、また、避難所に配備している資機材の取扱説明などを行っています。これに防災訓練の支援等を含めると、昨年度1年間で自助・共助に資する啓発活動を合計52回実施してきているところであり、今後も活動の更なる充実に努めて参りたいと考えております。

◎防災無線は、家にいたら聞こえにくい。聞こえても、案内内容が分かりにくい。

<回答>

昨年12月より運用を開始している防災行政無線につきましては、市民の皆様のご協力をいただき、毎月第3日曜日の正午に定期試験放送を実施し、音声到達域の確認試験等を行っています。

この試験におきましては、放送時の音声、速度等の変更や時差放送の実施など、様々な内容の試験を行い、天候、風向き等の様々な気象条件におけるデータの収集に取り組んでいるところであり、今後も当分の間は、同様の試験を継続して実施して参りたいと考えております。なお、放送内容につきましては、「35-4000」をダイヤルしていただくことにより確認できますので、よろしくお願いいたします。

【避難所について】

- ◎指定の避難所のうち民間のものは、避難所としての許可を得ているのか。
- ◎各避難所に備蓄品は完備されているのか。小・中学校へ避難した場合に建物が施錠されていたらどうするのか。入れるのか。
- ◎避難場所の鍵の預かり（管理方法）はどうなっているのか。

＜回答＞

民間所有の避難所については、本市との間で協定を締結したうえで、避難所として指定をさせていただいています。

また、避難所における備蓄品についても、その避難所の活用スペースにより数量に違いはありますが、備蓄飲料水、備蓄食料をはじめ、発電機、投光器、毛布、トイレセット等の資機材や生活用品などを配備しています。

なお、緊急一時避難場所に関しては、当該施設の所有者と市との間で締結している協定書におきまして、「災害発生時にはたとえ解錠がなされていなくても、ガラスを割って建物内に避難する」旨の取り決めをしています。

こういったことから、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合におきましては、避難所開設を担当する市職員が到着していなくとも、鍵の管理方法等に関係なく、命を守るための行動をして頂きたいと考えております。